

平成 30 年度就学援助 新入学生徒学用品費の入学前支給についてのお知らせ

平成 30 年 1 月
稚内市教育委員会 学校教育課

1 入学前支給について

就学援助とは、経済的な理由により学用品費や給食費など、お子さまの就学に必要な経費の負担が困難なご家庭に対し必要な援助を行う制度です。

平成 30 年度からその就学援助費のうち、入学に必要な制服等の経費「新入学生徒学用品費」を入学前に支給いたします。

2 入学前支給の対象となる方

以下の条件全てに該当する方のうち、希望者に支給いたします。

- (1) 平成 30 年 2 月 19 日時点で準要保護認定を受けている方
- (2) 平成 30 年 4 月に稚内市内の中学校に入学を予定している児童の保護者

3 支給内容

支給額：47,400 円

支給時期：平成 30 年 3 月上旬

支給方法：各小学校から保護者口座へお振込みいたします。

4 申請について

上記 2 の条件に該当する場合、別添「平成 30 年度新入学生徒学用品費入学前支給希望調査票」を平成 30 年 2 月 19 日（月）までに学校へ提出してください。

5 注意事項

- (1) 「新入学生徒学用品費」以外の費目については、中学校入学後に準要保護認定を受けた場合に支給されます。また、入学前支給を受けた方は、入学後に平成 30 年度の準要保護認定を受けても「新入学児童生徒学用品費」の支給対象になりません。
- (2) 「新入学生徒学用品費」の入学前支給を受けていない方は、平成 30 年度 4 月に準要保護認定を受けた場合、入学後に「新入学生徒学用品費」が支給されます。
- (3) 上記 2 (1) のとおり、平成 30 年 2 月 19 日時点で準要保護認定を受けていない方は、入学前支給の対象となりません。現在準要保護認定を受けていないが、準要保護の要件に該当すると思われる方は、「平成 29 年度就学援助についてのお知らせ」をご確認いただき、2 月 19 日までに申請書と必要書類を学校に提出してください。準要保護認定を受けた場合、入学前支給の対象になります。
- (4) 「新入学生徒学用品費」の入学前支給を受けた後、中学校入学前に市外へ転出した場合、または稚内市外の中学校に入学した場合、返還は求めませんが、入学前支給を行った旨を転出先または通学先の自治体に通知いたしますので、ご承知おきください。

5 その他

ご不明な点がございましたら、教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

事務局 稚内市教育委員会学校教育課
担当 主事 澤田 寛
〒097-8686 稚内市中央3丁目 13 番 15 号
電話 0162-23-6519 / FAX 0162-22-7913
E メール gakkou@city.wakkanai.lg.jp